

(様式第1号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

団 体 の 名 称
主たる事務所の所在地
代 表 者 氏 名

大阪市都島区地域活動協議会補助金交付申請書

標題の補助金について、補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 補助金の額	(活動費補助金)	金	_____	円
	(運営費補助金)	金	_____	円
	(合 計)	金	_____	円

(2) 算出の根拠 添付書類のとおり

2 補助事業の開始日及び完了予定日

年 月 日～ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 年間収支計画書
- (2) 運営費年間事業計画書
- (3) 運営費経費計画書
- (4) 活動費事業別計画書
- (5) 活動費事業別経費計画書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(様式第2号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市都島区地域活動協議会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請された大阪市都島区地域活動協議会補助金については、次のとおり交付することとしたので、補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

1 補助金の額	(活動費補助金)	金	_____円
	(運営費補助金)	金	_____円
	(合 計)	金	_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業者は、政治的行為と認められる活動や法令又は公序良俗に反する活動、不適切な会計処理は行わないこと。
- (2) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画を変更（補助金交付要綱第8条第2項に規定する軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認をうけること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して支出内容等の報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (6) 補助事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、速やかに補助金交付要綱第12条に規定する実績報告書類を提出すること。
- (7) その他、補助金交付要綱及び大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）の規定を遵守すること。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市都島区地域活動協議会補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請された大阪市都島区地域活動協議会補助金については、次の理由により交付しないことを決定しましたので、補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

団 体 の 名 称
主たる事務所の所在地
代 表 者 氏 名

大阪市都島区地域活動協議会補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあった大阪市都島区
地域活動協議会補助金の交付決定について、補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請を
取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

団 体 の 名 称
主たる事務所の所在地
代 表 者 氏 名

大阪市都島区地域活動協議会補助金請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定通知のあった大阪
市都島区地域活動協議会補助金について、指令書の各条項を遵守することを確約のうえ、お請
けします。

(様式第6号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

団 体 の 名 称
主たる事務所の所在地
代 表 者 氏 名

大阪市都島区地域活動協議会補助金概算払依頼書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定通知のあった大阪
市都島区地域活動協議会補助金について、次のとおり概算払にて交付いただきますよう依頼
します。

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 概算払請求額 金 _____ 円
- 3 概算払を要する理由

(様式第7号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

団 体 の 名 称
主たる事務所の所在地
代 表 者 氏 名

大阪市都島区地域活動協議会補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金交付の決定を受けた
補助事業について、補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請
します。

(様式第8号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市都島区地域活動協議会補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請された大阪市都島区地域活動協議会補助金変更承認申請について、補助事業の変更を承認したので、補助金交付要綱第8条第4項の規定により通知します。

(変更の内容)

(様式第9号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市都島区地域活動協議会補助金変更不承認決定通知書

年 月 日付で申請された大阪市都島区地域活動協議会補助金変更承認申請について、次の理由により不承認とすることを決定したので、補助金交付要綱第8条第5項の規定により通知します。

(承認しない理由)

(様式第 10 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

団 体 の 名 称
主たる事務所の所在地
代 表 者 氏 名

大阪市都島区地域活動協議会補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金交付の決定を受けた
補助事業について、補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認
を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第 11 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市都島区地域活動協議会補助金中止・廃止承認決定通知書

年 月 日付けで申請された大阪市都島区地域活動協議会補助金変更承認申請について、補助事業の中止・廃止を承認したので、補助金交付要綱第 8 条第 4 項の規定により通知します。

(中止・廃止の理由)

(様式第 12 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市都島区地域活動協議会補助金中止・廃止不承認決定通知書

年 月 日付けで申請された大阪市都島区地域活動協議会補助金変更承認申請について、次の理由により承認しないことを決定したので、補助金交付要綱第 8 条第 5 項の規定により通知します。

(承認しない理由)

(様式第 13 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市都島区地域活動協議会補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付けで申請された大阪市都島区地域活動協議会補助金変更承認申請について、補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

- 1 取り消し・変更の内容
- 2 取り消し・変更の理由

(様式第 14 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

団 体 の 名 称
主たる事務所の所在地
代 表 者 氏 名

大阪市都島区地域活動協議会補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金交付の決定を受けた補助事業について、補助金交付要綱第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助金の交付額	(活動費補助金)	金	円
	(運営費補助金)	金	円
	(合 計)	金	円
2 補助金の予定額	(活動費補助金)	金	円
	(運営費補助金)	金	円
	(合 計)	金	円
3 (差引) 精算額	金	円	

4 添付書類

- (1) 年間収支報告書
- (2) 運営費年間事業報告書
- (3) 運営費経費報告書
- (4) 活動費事業別報告書
- (5) 活動費事業別経費報告書
- (6) 経費の支出を確認できる領収書の写し等
※人件費を支出した場合は、業務内容がわかる資料を添付すること
- (7) 記録写真やポスター等、活動内容がわかる資料
- (8) その他市長が必要と認める書類

(様式第 15 号)

大 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市都島区地域活動協議会補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市都島区
地域活動協議会補助金について、次のとおり補助金額が確定しましたので、補助金交付要綱第
13 条の規定により通知します。

補助金の確定金額	(活動費補助金)	金	円
	(運営費補助金)	金	円
	(合 計)	金	円

(様式第 16 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

団 体 の 名 称
主たる事務所の所在地
代 表 者 氏 名

大阪市都島区地域活動協議会補助金精算書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金交付の決定を受けた
補助事業について、補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり精算内容を提出
します。

精算の内容	交付額 (受領額)	金	_____	円
	確定額 (支出額)	金	_____	円
	差 引 剩 余 額	金	_____	円

(様式第 17 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市都島区地域活動協議会補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請された大阪市都島区地域活動協議会補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、補助金交付要綱第 15 条第 3 項の規定により通知します。

- 1 取り消しの内容
- 2 取り消しの理由